

# 交野市上下水道料金及び会計システム構築及び保守

## 基本仕様書

令和8年3月

交野市水道局

## 第1章 総則

### 1. 目的

本仕様書は、交野市（以下「当市」という。）が利用している上下水道料金システム及び公営企業会計システム（以下「システム」という。）の更新業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、当市が受注者に求める事項を定めたものである。

### 2. 業務範囲

- (1) 上下水道料金システムの構築
- (2) 公営企業会計システム（上下水道）の構築
- (3) 水道標準プラットフォーム環境の構築
- (4) 関連するハードウェアの構築
- (5) システム及びハードウェアの保守

### 3. 業務期間

- (1) システム構築及びハードウェアの調達  
契約日から令和9年3月31日まで
- (2) システムサービス提供及びシステム保守  
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（60か月間）

※本件は国の国庫補助事業であり、交付決定後（令和8年4月上旬予定）の契約となる。  
補助事業であることから、業務期間は厳守すること。

### 4. 業務の実施場所

- (1) 交野市水道局
- (2) 星の里浄水場

### 5. 業務体制

- (1) 本業務を行う体制については以下の要件を満たし、体制図を提示すること。
  - (ア) 作業全体を統括する統括責任者を選任すること。
  - (イ) 適切な担当グループを設定すること。
  - (ウ) 関係する他の事業者と協力し、プロジェクトを円滑に進めることができる体制であること。
  - (エ) 業務知識に精通し、他事業体の構築事例を提供し、業務改善およびカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有する者を配置すること。
  - (オ) 品質管理責任者を配置し、成果物の品質確保ができる体制であること。
  - (カ) 打合せの実施後は議事録の作成を行うこと。議事録については、打合せ・報告会等の開催後、5営業日以内に提示すること。
- (2) 本業務は、高品質なシステムの提供を保証するものとする。そのため、受注者はISO9001の認証を保有していることとする。

### 6. パッケージソフトの活用

導入システム等は、他事業体や公共機関等において運用実績のあるパッケージソフトを活用し、システムの安定稼働を確保するとともに、構築・保守・運用管理にかかるコスト

を削減すること。ただし、ソフトのカスタマイズの要望があれば対応できるものとする。

#### 7. 守秘義務

受注者は、業務の実施に関して知り得た発注者に秘密に属する事項について、これを第三者に漏らしてはならない。また、受注者は、個人情報保護法及び交野市個人情報保護条例により、当該受託した事務の範囲内で個人情報の保護について義務を負うものとする。そのため、受注者は ISO27001、プライバシーマークの認証を保有していることとする。

## 第2章 水道料金システム

### 1. システムの稼働時期

- (1) 準備稼働：令和9年2月1日
- (2) 本稼働：令和9年4月1日

### 2. システムの使用場所

交野市水道局 内

### 3. システム範囲

- (1) 水道料金システム（同時接続数：13台）
- (2) 検針システム（同時接続数：13台）

本業務で調達する端末13台（会計システムとの共用端末3台含む）へのシステム構築を想定しており、システムが使用できるようセットアップ作業を実施すること。

### 4. システム要求仕様

別紙「システム機能要件」で定める機能要件をすべて満たすシステムを導入すること。機能仕様書に記載の内容はすべて必須の機能とし、パッケージ標準機能対応できない場合はカスタマイズにて対応し、カスタマイズに係る費用については、本調達の費用に含めること。

### 5. データ移行・検証

- (1) 現行システムのデータは、受注者が主体となって、現行業者と協議し、提供を受けるものとする。また、現行システム内のデータについては原則全て移行することを想定するが、移行範囲については契約後、当市と協議の上、決定することとする。
- (2) 現行システムから新システムへのデータ提供については、業務受託者が現行業者と入念な打合せを行い、データ移行時の不備がないよう十分注意すること。なお、現行システムにおいて JIS・標準で使用できない文字については、当市が校正結果（文字コード等）を提供し、これに基づき新システムで表示されるよう、対応に努めること
- (3) 現行システムデータの抽出作業に必要な費用は現行業者へ問い合わせし、見積取得の上、本調達金額に含めること。

#### 【現行業者問い合わせ先】

(業者名) NEC ネクサソリューションズ株式会社  
          関西支社 公共ソリューション営業グループ  
(担当者) 江間 英和  
(連絡先) 06-6945-3617

### 6. 導入支援

導入するシステムを円滑に利用開始できるよう、支援を行うこと。支援メニューの実施方法や時期については当市と協議の上、決定することとするが、支援は当市にて導入システムのテスト環境もしくは本番環境を当市職員及び上下水道料金徴収業務受託業者社員が操作しながら実施できるよう提案すること。

## 7. 保守内容

本業務が終了後、受注者は以下の内容で保守対応が行えることとする。

- (1) システム保守は、問い合わせ対応による保守と障害対応における訪問保守を実施すること。また、プログラムバグなどの改修についても保守の範囲内とする。
- (2) リモート接続による受注者拠点からの支援が可能であること。
- (3) システム稼働後は、当市からのシステム運用及び操作の問い合わせ等に対応できる窓口を設けること。
- (4) 料金改定及び法令等の改正への対応を行うこと。ただし、元号改元、インボイス制度等の大規模な改修を要する場合は、当市と協議の上、有償・無償対応の決定を行う。
- (5) 当市職員の誤入力、変則的な事例等に関するデータ修正及び困難なデータ抽出を支援すること。

## 8. その他

この仕様書に記載されていない事項については、受注者と当市の間で協議の上、定めるものとする。

## 9. 当市事業の現況

### (1) 業務の現況

項目	内容
給水人口	77,319人
給水戸数	41,357戸（廃止・中止・撤去中を含む）
給水件数	33,699件（中止中を含む）内、下水道有り 30,253件
調定件数	187,197件／年
請求方式	納入通知書、口座振替
取扱金融機関	出納取扱金融機関1行、収納取扱金融機関15行
コンビニ収納代行業者	株式会社 DACS
口座請求件数	138,164件／年
納入通知書発行数	49,376枚／年
検針サイクル	隔月検針・隔月調定

### (2) 基本業務スケジュール

項目	処理日	発行日	納期限
調定確定	15日	17日	10日
納付書データ作成	15日	17日	10日
口座振替データ作成	18日まで	18日まで	2日
督促状	17日まで	18日まで	発行日から14日後

※上記は通常営業日である場合であり、休日の場合は休日分を繰り下げる。

(3) 水道料金等

①水道基本料金

用途	メーター口径	料金(1 か月)
一 般 用	13 ミリメートル (8 m <sup>3</sup> まで)	908 円
	20 ミリメートル (8 m <sup>3</sup> まで)	1,026 円
	25 ミリメートル	1,215 円
	30 ミリメートル	1,699 円
	40 ミリメートル	3,422 円
	50 ミリメートル	5,015 円
	75 ミリメートル	11,033 円
	100 ミリメートル	17,464 円
浴場用	200 m <sup>3</sup> まで	17,400 円
臨 時 用	20 ミリメートル以下	1,589 円
	25 ミリメートル	2,389 円
	40 ミリメートル	6,078 円
	50 ミリメートル	9,129 円
	75 ミリメートル	20,300 円
	100 ミリメートル	32,480 円
	150 ミリメートル	124,120 円

②水道従量料金

用途	使用水量の区分(1 か月)		料金(1 m <sup>3</sup> につき)
一	メーター口径 13~20	8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	138 円
		メーター口径 25 以上	10 m <sup>3</sup> までの分
般 用	10 m <sup>3</sup> を超え	20 m <sup>3</sup> まで	168 円
	20 m <sup>3</sup> を超え	30 m <sup>3</sup> まで	189 円
	30 m <sup>3</sup> を超え	100 m <sup>3</sup> まで	234 円
	100 m <sup>3</sup> を超え	200 m <sup>3</sup> まで	276 円
	200 m <sup>3</sup> を超え	500 m <sup>3</sup> まで	316 円
	500 m <sup>3</sup> を超え	1000 m <sup>3</sup> まで	359 円
	1000 m <sup>3</sup> を超える分		402 円
浴場用	200 m <sup>3</sup> を超える分		116 円
臨時用	—		638 円

③メーター料金

メーター口径	1 か月 使用料金	メーター 口径	1 か月 使用料金
13 ミリメートル	70 円	50 ミリメートル	1,550 円

20 ミリメートル	140 円	75 ミリメートル	1,800 円
25 ミリメートル	150 円	100 ミリメートル	2,250 円
30 ミリメートル	240 円	150 ミリメートル	3,970 円
40 ミリメートル	290 円		

④分担金、給水負担金及び臨時使用の概算料金

用途	分担金 (メーター1個あたり)	給水負担金 (メーター1個あたり)	臨時使用の 概算料金
メーター口径	分担金	給水負担金	現行の概算料金
13 ミリメートル	60,000 円	100,000 円	70,000 円
20 ミリメートル	144,000 円	100,000 円	170,000 円
25 ミリメートル	264,000 円	450,000 円	
40 ミリメートル	840,000 円	1,400,000 円	340,000 円
50 ミリメートル	1,440,000 円	2,500,000 円	670,000 円
75 ミリメートル	6,000,000 円	10,000,000 円	
100 ミリメートル	12,780,000 円	21,300,000 円	1,000,000 円以内 で管理者が定める額
150 ミリメートル	36,720,000 円	61,200,000 円	
200 ミリメートル 以上	79,440,000 円以内で 管理者が定める額	132,400,000 円以内で 管理者が定める額	

⑤下水道基本料金

料金 (1 か月)		
区 分	汚 水 量	料 金
一般汚水	8 m <sup>3</sup> まで	840 円
浴場汚水	200 m <sup>3</sup> まで	4,000 円

⑤下水道従量料金

料金 (1 か月)		
汚水区分	汚 水 量	料金(1 m <sup>3</sup> につき)
一 般 汚 水	8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	115 円
	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	130 円
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	165 円
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	220 円
	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	330 円
	100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	350 円
	200 m <sup>3</sup> を超える分	360 円
浴場汚水	200 m <sup>3</sup> を超える分	12 円

## 第3章 公営企業会計システム

### 1. システムの稼働時期

- (1) 予算編成システム準備稼働：令和8年10月1日
- (2) その他システム準備稼働：令和9年3月1日
- (3) 全システム本稼働：令和9年4月1日

### 2. システムの使用場所

- (1) 交野市水道局
- (2) 星の里浄水場

### 3. システム範囲

- (1) 会計基本システム（同時接続数：10台）
- (2) 予算編成システム（同時接続数：10台）
- (3) 固定資産管理システム（同時接続数：5台）
- (4) 企業債管理システム（同時接続数：5台）
- (5) 決算統計システム（同時接続数：5台）

本業務で調達する端末7台（料金システムとの共用端末3台含む）へのシステム構築を想定しており、システムが使用できるようセットアップ作業を実施すること。

### 4. システム要求仕様

- (1) 別紙「システム機能要件」で定める機能要件をすべて満たすシステムを導入すること。機能仕様書に記載の内容はすべて必須の機能とし、パッケージ標準機能対応できない場合はカスタマイズにて対応し、カスタマイズに係る費用については、本調達の費用に含めること。
- (2) 新システム導入を機に、eLTAXの活用を想定しており、必要な機能の実装に係る費用についても本調達の費用に含めること。

### 5. データ移行・検証

- (1) 現行システムのデータは、受注者が主体となって、現行業者と協議し、提供を受けるものとする。また、以下に記載する現行システム内のデータについては全て移行すること。

#### 【移行対象データ】

- (ア) 科目、部署情報
  - (イ) 債権者、債務者情報
  - (ウ) 金融機関情報
  - (エ) 過去の予算、決算値情報
  - (オ) 固定資産情報（履歴情報含む）
  - (カ) 企業債情報
  - (キ) 現行システム上で保管されている過去すべての伝票情報
- (2) 現行システムデータの抽出作業に必要な費用は現行業者へ問い合わせし、見積取得の上、本調達金額に含めること。

【現行業者問い合わせ先】

(業者名) NEC ネクサソリューションズ株式会社  
関西支社 公共ソリューション営業グループ  
(担当者) 江間 英和  
(連絡先) 06-6945-3617

6. 導入支援

導入するシステムを円滑に利用開始できるよう、支援を行うこと。支援メニューの実施方法や時期については当市と協議の上、決定することとするが、支援は当市にて導入システムのテスト環境もしくは本番環境を当市職員が操作しながら実施できるよう提案すること。

7. 導入後支援

受注者はシステム導入後、毎年決算及び予算編成時期に当市を訪問し、当市が導入システムで行った決算・予算編成処理の確認等の支援が実施できること。

8. 保守内容

本業務が終了後、受注者は以下の内容で保守対応が行えることとする。

- (1) システム保守は、問い合わせ対応による保守と障害対応における訪問保守を実施すること。また、プログラムバグなどの改修についても保守の範囲内とする。
- (2) リモート接続による受注者拠点からの支援が可能であること。
- (3) システム稼動後は、当市からのシステム運用及び操作の問い合わせ等に対応できる窓口を設けること。
- (4) 受注者を通して、公認会計士に対して質疑応答を行うことができること。
- (5) 法令等の改正への対応を行うこと。ただし、元号改元、インボイス制度等の大規模な改修を要する場合は、当市と協議の上、有償・無償対応の決定を行う。
- (6) 当市職員の誤入力、変則的な事例等に関するデータ修正及び困難なデータ抽出を支援すること。
- (7) 導入するシステムに対して、下記の内容に関する e ラーニングを活用できること。  
なお、受講に要する費用等については保守に含めるものとする。
  - ① 初心者向け操作説明（簿記の仕組みや日次、月次伝票の作成について）
  - ② 決算業務担当者向け操作説明（決算業務の流れについて）
  - ③ 予算編成業務担当者向け操作説明（予算編成業務の流れについて）

9. その他

この仕様書に記載されていない事項については、受注者と当市の間で協議の上、定めるものとする。

## 第4章 水道標準プラットフォーム

1. 本業務は水道情報活用システムによる導入を前提とするため、一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会（以下「標準仕様研究会」）によって最新版として管理・公開されている水道情報活用システム標準仕様書（以下、「標準仕様書」）に基づき提供されている水道標準プラットフォーム内にシステムを構築すること。水道標準プラットフォームは標準仕様書に準拠していることを前提とするため、プラットフォームは標準仕様研究会によって公開されている「PF 運用事業者」から選定すること。

2. 水道標準プラットフォームが提供するサービス内容について

(1) プラットフォーム基本サービスとは

事業者向け機能として、アプリケーションアクセス、問合せ対応、システムリソース維持、確認、連絡体制表管理、ファイル共有、ファイル送信、掲示板、CSV 提供、投入、通信暗号化、ユーザー管理サービス、アプリケーション管理サービス、ゲートウェイ、ネットワーク監視サービス等を提供する。

(2) データ流通、蓄積サービスとは

標準インターフェイス（監視用、制御用、その他システム用）、データ蓄積サービス、ファイル蓄積サービス、標準汎用インターフェイスサービス等を提供する。

(3) IT 基盤提供サービスとは

仮想サーバ、サーバディスク、商用 OS、商用パッケージ、サーバイメージバックアップ、ウイルス対策ソフトウェア、サーバ監視サービス等を提供する。

(4) ネットワークサービスとは

固定回線、モバイル回線、事業者指定ネットワーク受入れサービス等を提供する。

3. 調達にかかる費用について

○初期費用

(1) ハードウェア・ミドルウェア・ソフトウェア等費用

(2) アプリケーション費用

(3) 水道標準プラットフォーム初期費用 ※発注者が構築期間中に利用する費用を含む

(4) 現行システムからのデータ移行費用

(5) システム構築費用（打合せ、セットアップ、マスタ設定、操作研修、並行稼働支援その他必要経費）

(6) オプション・カスタマイズ費用（機能要件確認書に従い必要な場合に含めること）

その他、上記以外に受注者にてシステム構築に必要な経費がある場合、費用を含めること。

○月額費用

(1) ハード・ミドルウェア・ソフトウェア等保守費用

(2) アプリケーション利用料

(3) アプリケーション保守費用

(4) 水道標準プラットフォーム月額利用費用

その他、上記以外に受注者にてシステム保守管理に必要な経費がある場合、費用を含めること。

#### 4. 契約方法について

##### (1) 受注者契約

システム構築業務（水道標準プラットフォームのいっさいの費用を含む）、並びに令和9年4月1日以降のアプリケーション提供業務、システム保守業務、水道標準プラットフォームから提供されるプラットフォーム基本サービス（受注者利用環境）、IT 基盤提供サービス、ネットワークサービス（受注者使用回線）については、発注者と受注者の間での契約とする。

##### (2) プラットフォーマー契約

令和9年4月1日以降の水道標準プラットフォームから提供されるプラットフォーム基本サービス、データ流通・蓄積サービス、ネットワークサービス（事業者使用回線）の月額利用費用の契約については、発注者とプラットフォームの間での契約とする。

※水道標準プラットフォームのサービス内容及び提供範囲等詳細については、プラットフォームに確認すること。

また、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの契約を発注者とプラットフォームとの間で締結する。

#### 5. 水道標準プラットフォーム上でのシステム構築について

(1) 受注者は、水道標準プラットフォーム内にシステムを構築してアプリケーションから機能を提供し、かつ水道標準プラットフォーム各種サービス・機能を活用して構築・運用・保守をすること。

(2) 受注者は、本業務受託において必要な水道標準プラットフォームとアプリケーションなどとの連携試験を実施してから、アプリケーションシステムとして提供すること。

(3) GoogleChrome、MicrosoftEdge、Safari などの汎用ブラウザにて動作もしくはインストールするシステムであること。

セキュリティ確保及び自然災害等に対する業務継続性の観点から水道標準プラットフォーム上のサーバを活用しアプリケーションを構築すること。

(4) 受注者は、プラットフォームが定めるメニューから、プラットフォーム指定ネットワーク利用サービス（閉域固定回線）を選択すること。またバックアップ通信手段としてLTE モバイル回線（LTE スタンバイ方式）を有すること。

(5) バックアップについては受注者の負担とし、水道標準プラットフォーム上で構築すること。

#### 6. プラットフォーマーとの各種手続きについて

受注者は、水道標準プラットフォーム上での各種設定について、発注者が水道標準プラットフォームを利用開始するために必要な下記の手続きについて、プラットフォームと連携し実施すること。

##### (1) 水道標準プラットフォーム利用申請

水道標準プラットフォームの利用開始にあたり、利用申請書に必要な情報を記入し、

利用申請を実施すること。

(2) アプリケーションサーバ構築

水道標準プラットフォームの IT 基盤提供サービスを利用するにあたり、環境構築申請書に必要な情報を記入し、水道標準プラットフォームから払い出されるサーバをもとに環境構築を実施すること。

(3) アプリケーション情報登録申請

水道標準プラットフォーム上に構築するアプリケーション情報を水道標準プラットフォームに登録するために、アプリケーション登録申請書に必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

(4) 初期情報設定

水道標準プラットフォーム上のプラットフォーム基本サービス及びデータ流通・蓄積サービスを実現するために、初期情報設定シートに必要な情報を記入し、水道標準プラットフォームと連携して登録作業を実施すること。

(5) 動作監視設定

水道標準プラットフォーム等においてアプリケーションの状態を監視するために、水道標準プラットフォーム上でアプリケーションを構築するにあたり、事前にプラットフォームと動作監視の内容について協議し決定することとし、決定した内容については、動作監視設定シートに必要な情報として記入すること。また、水道標準プラットフォームでの表示内容やメールでの通知内容、通知先、障害対応時のフローについて検討すること。

その他必要な手続きについてはプラットフォームに確認を行うこと。

7. 水道標準プラットフォーム上での保守について

(1) 受注者は、原則として 24 時間 365 日（最小限の計画停止、定期保守、水道標準プラットフォームに起因する停止を除く）のサービス提供を行うこと。また、問合せについては、水道標準プラットフォームの問合せ機能は、有人対応の場合は平日 9 時から 17 時までの受付対応とし、メールおよび掲示板を利用する場合 24 時間 365 日受付可能なこと。（ただし、障害対応の一時窓口は受注者にて実施し、障害の切り分けを行うものとする。）

受注者は、水道標準プラットフォームの機能を活用し、システムの異常時には速やかに発注者に通知すること。

受注者は、システムダウン又は機能制限を生じる計画停止、定期保守を行う場合は、事前に通知すること。

受注者は、システムが常に正常に機能するよう保守管理を実施すること。また、保守を適切に実施できる体制を構築し、水道標準プラットフォーム上で保守体制連絡表を登録設定すること。

水道標準プラットフォーム利用における受託業者及びプラットフォームの運用・保守責任範囲は、以下のとおりとする。

①受注者の運用・保守責任範囲について

水道標準プラットフォームの IT 基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲については、水道標準プラットフォーム内の事業者テナント、ベンダーテナントの利用

に関わらず、水道標準プラットフォームの IT 基盤提供サービスで提供される仮想サーバ (OS)・ミドルウェア・アプリケーションを受注者の運用・保守責任範囲とする。

②プラットフォームの運用・保守責任範囲について

水道標準プラットフォームの IT 基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲について、水道標準プラットフォーム上で提供されるハードウェア、仮想化基盤までをプラットフォームの運用・保守責任範囲とする。

8. 障害対応について

受注者は、故障発生時、速やかに障害の切り分けを行い、水道標準プラットフォーム側の不具合の対応については、プラットフォームと連携して対応すること。

受注者は、故障発生時に備え、適切で迅速な連絡体制を構築し、水道標準プラットフォームに登録すること。また、連絡体制表の担当者、連絡先が変更になった場合は速やかに変更を行うこと。

9. システム引継に関する事項について

受注者は次期システム更新の際に当市の求めに応じて、標準仕様書で定められた方式にて水道標準プラットフォーム上のファイル蓄積に CSV 形式で無償でデータを出力すること。また、水道標準プラットフォーム内のマスタにデータ登録を行い、発注者に誠意を持って協力するものとする。

## 第5章 調達機器

### 1. 調達機器

以下に示す仕様を満たす製品を調達すること。

項番	機器	数量	仕様
1	クライアント端末 (デスクトップ型)	13 台	<p>(1) デスクトップ型であること。</p> <p>(2) 基本スペックとして以下仕様を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CPU：インテル core i5（第 13 世代以降）以上</li> <li>・メモリ：16GB 以上</li> <li>・ハードディスク：SSD 256GB 以上</li> <li>・USB Type-A×3 ポート以上</li> <li>・OS：Windows 11 Pro 64bit</li> <li>・DVD-ROM ドライブ有</li> </ul> <p>(3) ディスプレイは、ワイド型 21.5 インチ以上、FHD 以上であること。※サードパーティ製可</p> <p>(4) キーボード（テンキー付）及びマウスを必要台数分用意すること。</p> <p>(5) Microsoft Office Standard 2024 を必要台数分用意すること。</p> <p>(6) ウイルス対策ソフトを必要台数分用意すること。</p>
2	クライアント端末 (ノート型)	4 台	<p>(1) ノート型であること。</p> <p>(2) 基本スペックとして以下仕様を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CPU：インテル core i5（第 13 世代以降）以上</li> <li>・メモリ：16GB 以上</li> <li>・ハードディスク：SSD 256GB 以上</li> <li>・USB Type-A×2 ポート以上</li> <li>・HDMI×1 ポート以上</li> <li>・OS：Windows 11 Pro 64bit</li> <li>・DVD-ROM ドライブ有</li> <li>・テンキー有</li> </ul> <p>(3) ディスプレイは、15.6 インチ以上、FHD 以上であること。</p> <p>(4) マウスを必要台数分用意すること。</p> <p>(5) Microsoft Office Standard 2024 を必要台数分用意すること。</p> <p>(6) ウイルス対策ソフトを必要台数分用意すること。</p>
3	納付書用プリンタ	1 台	<p><b>【参考品】</b> NEC 製 A3 対応カラープリンタ (型番:PR-L3C751A))</p> <p>参考品と同等以上のスペック及び以下仕様を満たしていること。</p> <p>(1) 最大給紙量 2,000 枚以上 ※手差しトレイを除く</p> <p>(2) フィニッシュャートレイ（最大 2,000 枚以上）を用意すること。</p> <p>(3) GS-128 のバーコード出力が可能であること。</p>

			(4) 圧着紙印刷が保証されていること。もしくは提案者側で圧着紙印刷の検証ができている製品もしくはその後継品とすること。
4	通常プリンタ	5 台	<p>【参考品】 NEC 製 A3 対応モノクロプリンタ (型番: PR-L3M530)</p> <p>参考品と同等以上のスペック及び以下仕様を満たしていること。</p> <p>(1) 最大給紙量 600 枚以上 ※手差しトレイを除く</p>
5	検針用タブレット端末	22 台	<p>(1) 検針用携帯型プリンタとの接続実績があること。</p> <p>(2) 正常に動作するために必要な機器等が他にある場合はそれも提案に含むこと。</p> <p>(3) 基本スペックとして以下仕様を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OS: Android13.0 以上であること。</li> <li>・耐落下: 2.0m 以上</li> <li>・メモリ (RAM): 6GB 以上</li> <li>・耐環境性: 使用環境温度 <math>-20^{\circ}\text{C}</math> ~ <math>50^{\circ}\text{C}</math></li> <li>・耐防塵・耐防水性能: IP68 に準拠</li> <li>・画面サイズ: 6.0 インチ以上</li> <li>・タッチパネル①: 雨天時にも支障なく操作できるように考慮すること。</li> <li>・タッチパネル②: グローブをはめた状態で操作できること。</li> <li>・通信方式: 検針用携帯型プリンタと接続できる Bluetooth インターフェイスを有すること。</li> </ul> <p>(4) バッテリー交換は、ユーザー側で行える仕様であること。</p> <p>(5) 付属品として、以下を用意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予備バッテリー (台数分以上)</li> <li>② 検針データ登録用 SD カード 4GB 以上 (台数分以上)</li> <li>③ 本体用個別充電器 (台数分以上)</li> <li>④ 本体用集合充電器 (10 台分以上)</li> <li>⑤ ネックストラップ (台数分以上)</li> <li>⑥ ハンドストラップ (台数分以上)</li> <li>⑦ PC 接続用コード (5 本)</li> </ul> <p>(6) 保守・サポート: 故障時にはメーカー保守サポートとして代替機を手配できること。</p> <p>(7) ウイルス対策ソフトを必要台数分用意すること。</p>
6	検針用モバイルプリンタ	22 台	<p>(1) 検針用タブレット端末との接続実績があること</p> <p>(2) お知らせ票が出力可能であること。</p> <p>(3) 基本スペックとして以下仕様を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印字密度: 203dpi 以上</li> <li>・帳票サイズ: 80mm であること</li> <li>・耐落下性能: 1.5m 以上</li> <li>・耐環境性: 使用環境温度 <math>-15^{\circ}\text{C}</math> ~ <math>50^{\circ}\text{C}</math></li> <li>・装置寿命: システム稼働後 5 年以上</li> <li>・主電源: リチウムイオンバッテリー</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙種類：感熱式ロール紙</li> <li>・印字速度：最低 100mm/秒以上であること</li> <li>・印字方式：ラインサーマル方式であること</li> </ul> <p>(4) Bluetooth 無線モデムを搭載し、Android、iOS、Windows に対応していること。</p> <p>(5) 付属品として、以下を用意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①予備バッテリー（台数分以上）</li> <li>②本体用個別充電器（台数分以上）</li> <li>③バッテリー用集合充電器（10 台分以上）</li> <li>③キャリングケース（台数分以上）</li> </ul> <p>(6) オートカット機能を有すること。</p>
7	バーコードスキャナ	2 台	<p>(1) GS-128 のバーコードの読み取りが可能であること。</p> <p>(2) USB Type-A 接続が可能であること。</p>
8	メールシーラー	1 台	<p><b>【参考品】</b> デュプロ製メールシーラー（型番：PS-300S）</p> <p>参考品と同等以上のスペック及び以下仕様を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 卓上型であること。</li> <li>(2) A4 単票はがき Z 折り（三つ折り）にして余白カットができること。</li> </ul>
9	周辺機器	1 式	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機器及びシステム使用に必要なミドルウェア</li> <li>(2) 機器接続に必要な Hub（マグネット式）やルータ</li> </ul>

## 2. 設定・設置作業

機器についてはそれぞれ、システムが使用できるよう受注者が設定作業を行い、当市が指定する場所へ設置作業を行うこと。また、ネットワークは第 4 章に記載する水道標準プラットフォーム専用ネットワークを利用することを前提とするが、必要となる配線作業についても本業務に含めることとする。なお、庁舎内は有線 LAN 配線とするため、必要に応じてネットワーク機器の手配や設定等を行うこと。

## 3. 保守内容

- (1) 各機器について、システム稼働時より最低 5 年間以上のオンサイト保守が受けられること。ただし、検針用端末及びモバイルプリンタについてはセンドバック保守でも可とする。
- (2) 機器等の不具合については、受注者が窓口となり原因の切り分けや各メーカーへの修理手配等を行うこと。
- (3) クライアント端末用のウイルス対策ソフトについては、定期的な定義ファイルの更新を行うことを想定している。各端末への定義ファイルの適用作業は当市にて行うが、四半期に 1 回程度の頻度で、定義ファイルの提供をすること。また、各端末への適用方法については受注者が手順書を作成し、当市へ提供すること。

## 第6章 成果物

業務完了時には、本業務の成果物として以下を納品すること。

- (1) 公営企業会計システム 一式
- (2) 水道料金システム 一式
- (3) システム操作マニュアル 一式
- (4) システム導入スケジュール表 一式
- (5) 調達機器等 一式
- (6) 調達機器等一覧表 一式
- (7) ハードウェア設定情報一覧表 一式
- (8) 打合せ議事録 ※都度提出
- (9) 作業報告書 ※都度提出
- (10) 業務体制図
- (11) 契約関係書類 一式